合併処理浄化槽設置補助制度

合併処理浄化槽は、し尿の他に台所、洗濯、風呂などの生活排水をいっしょに処理するので、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べると数倍もきれいな水を放流することができます。
海や川などの水質汚濁を防止し、わたしたちの身近な生活環境をより良いものにするために、礼文町では合併処理浄化槽を設置する方で一定の要件を満たす方に、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助を受けられる方

専用住宅又は店舗等併用住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方。
（ただし、店舗等併用住宅については、10人槽以上でも住宅部分の面積で人槽区分を決めます。）

補助を受けられる地域

下水道供用開始区域及び供用開始予定区域以外の地域

補助対象となる浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理し、ＢＯＤの除去率90%以上、放流水のＢＯＤ20mg/ﾘｯﾄﾙ（日間平均値）以下の機能を有する処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽。

補助の範囲

浄化槽本体設置に伴う費用（本体費用、本体設置に必要な工事費）

排水設備（浄化槽までの宅内配管等）及び放流設備（浄化槽から放流先までの配管等）の工事費用は対象外です。

※排水設備については、別の補助制度があります。

補助金の額

合併処理浄化槽1基の設置に要する費用の90%以内とし、次の額を限度とします。

区分（人槽）	５人槽	６～７人槽	８～１０人槽
補助限度額	880,000円	1,100,000円	1,470,000円

※浄化槽設置にあたっては、浄化槽法による事前の申請や法的な手続きが必要です。また、手続きには専門的な書類の提出も必要になり、工事費用も高額になりますので、トラブルが起きない

【問い合わせ】
礼文町役場 建設課　下水道担当
電話：0163-86-1001　内線（245）
E-mail:gesuidou@town.rebun.hokkaido.jp

補助金の受給手続きの流れ

申請者

礼文町役場　建設課

申請書

(1)着工前に申請

添付書類

(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は、建築確認申請書の写し
(2) 設置場所付近の見取り図
(3) 住宅及び土地を借りている設置者は、所有者の承諾書
(4) 登録浄化槽管理票
(5) 合併処理浄化槽工事費(見積)内訳書又は工事費見積書
(6) 町税の納税証明書
(7) その他町長が必要と認める書類

(2)交付決定通知

交付決定通知書

※書類審査・現地調査を行い、補助金交付の可否を通知します

(3)交付決定通知を受けてから着工　⇒工事完了

◆工事施工の写真を撮っておいてください。(着工前・工事中・完了後)

完了報告書

(4)工事完了後、速やかに完了報告

添付書類

(1) 浄化槽法定検査依頼書の写し
(2) 浄化槽工事費(実績)内訳書又は工事費清算書
(3) 設置に係る工事代金の請求書の写し又は領収書
(4) 施工中の状況を写した写真(着工前・工事中・完了後)
(5) その他町長が必要と認める書類

(5)補助金額の確定通知

補助金確定通知書

※書類審査・現地調査を行い、補助金の確定額を通知します。

請求書
(必ず押印)

(6)補助金の請求

※金融機関・口座番号等を記入。

(7)請求後、3～4週間後に振込み

※指定した金融機関入金します。